子どもの権利ニュース

第10号

編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2019年10月1日

夏季合宿企画①

子どもの権利条約採択30周年記念シンポジウム「子どもの権利～いまとこれから」

子どもの権利委員会委員　中山　良平（和歌山弁護士会）

1　去る、2019年8月27日、「子どもの権利条約採択30周年記念シンポジウム　子どもの権利～いまとこれから」が盛大に開催されました。当日は一般の方も含め、約200名の方が参加され、会場となったクレオはほとんどの席が埋まりました。

シンポジウムは、子どもの権利条約採択30周年、日本における批准25周年の節目の今、条約の理解は広まっているのか、今一度見つめ直し、さらに浸透させるため活動していきたいとの、菊地裕太郎弁護士（東京弁護士会・日弁連会長）の開会挨拶から始まりました。

2　はじめに、大谷美紀子弁護士（東京弁護士会・国連子どもの権利委員会委員）が「国連子どもの権利委員会の役割と日本における課題」と題して基調講演をされました。

基調講演を行う大谷美紀子弁護士

まず、前提知識として、従来、自国民の人権保障はそれぞれの国に任されていたこと、1945年に国連が誕生し、世界人権宣言を皮切りに、各国が守るべき人権水準として条約ができ、その中で子どもの権利条約が成立したこと、国連は条約機関を設置し、各国がこれらの条約を守れているかを審査する役割を担っていること等の説明がありました。その上で、子どもの権利条約については、国連子どもの権利委員会が条約機関として、各国が条約を守れているか政府報告等を通して審査し、それに対する総括所見を出していることが報告されました。

審査の段階では、法律を整備しているかどうかの形式的な話だけではなく、具体的にどのように実施、実現できているか等が重要であること、総括所見が出された後の段階では、各国がそれを受けてどのように問題とされた点を実現していくかが重要であること等が指摘されました。

大谷弁護士は、日本は子どもの権利の実現という点ではかなり遅れており、子どもの権利を実現していくことの難しさを実感するとともに、子どもの権利を守っていくためには、子ども自身に、自分に権利があり権利の主体者であることを伝えていく必要がある、そういう場を設けていく必要があると語られていました。

3　次に、「子どもの権利保障のために私たちにできること」と題して、田沢茂之氏（NPO法人子どもすこやかサポートネット代表理事兼コーディネーター）、松宮徹郎弁護士（東京弁護士会・NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事）、渡辺由美子氏（NPO法人キッズドア理事長）、そして大谷美紀子弁護士の4名をパネリストとしてパネルディスカッションが行われました。コーディネーターは相川裕弁護士（東京弁護士会）、柳優香弁護士（福岡県弁護士会）が務めました。

パネルディスカッションは、各パネリストの所属団体の活動内容の報告等がなされた後、田沢氏が体罰の問題性について、松宮弁護士及び渡辺氏が子どもの貧困についてお話しされ、それに対し大谷弁護士やその他のパネリストがコメントされる形で進行しました。

体罰の点では、体罰がいまだ根強く残っている現状が報告され、体罰の有害性が厳しく指摘された上で、体罰防止法の整備等が必要であることが議論されました。

子どもの貧困の点では、地域の子どもを地域で守る活動の重要性や、貧困の連鎖が将来への夢や希望を持てないことにつながることから、行政や企業と連携して子どもの学習支援や生活支援をしていくことが大切であることが議論されました。

最後に、大谷弁護士からは、各国間での格差や、地域的格差が生じており、経済的格差が教育や医療の格差につながっているとの指摘がなされ、子どもの権利条約の浸透、子どもの権利の実現が重要であるとされました。

会場からは、子どもの権利条約について、総括所見を実現していくことも重要であるが、やはり、いかに審査されており、どのように政府報告が読まれているか教えてほしいとの質問が上がりました。これに対し、大谷弁護士からは、国連子どもの権利委員会としては、条約の求める水準と国の現状の差を見ていること、他国の審査の内容を参考にしつつ、今いかなる論点が重要視されているか把握する情報収集も重要であること等が回答されました。ほかにも多数の質問が上がり、子どもの権利に関する関心の高さがうかがわれました。

パネルディスカッションの様子

4　最後に、日弁連子どもの権利委員会委員長である岩佐嘉彦弁護士（大阪弁護士会）の挨拶があり、シンポジウムは閉会となりました。

夏季合宿企画②

「今、法制審少年法・刑事法部会で議論されていること 3」

子どもの権利委員会事務局次長　鮎川　愛（長崎県弁護士会）

第2企画では、少年法適用年齢引下げ問題を取り上げました。

まず、現在までの法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の議論状況について、山﨑健一弁護士（神奈川県弁護士会）から報告がなされた後、一橋大学の葛野尋之教授から、部会で検討されている制度の問題点等について、改正案は少年に対しても社会に対してもマイナスの影響があり、少年非行の実体とも合致していないことについて講演いただきました。

さらに、一橋大学の本庄武教授から、民法成年年齢引下げとの関係について講演いただきました。例として、民法成年年齢を引き下げても、同じ民法の中で養親年齢をあえて20歳とする旨の法改正をしていることを挙げ、18歳という年齢の未成熟性を指摘し、民法から自立性の高い法律である少年法において民法成年年齢と合致させる必要はないとの指摘がされました。

最後に、金矢拓弁護士（第二東京弁護士会）から、諸団体の年齢引下げ反対の動きについて説明がなされました。参加した研究者や弁護士からも活発な会場発言があり、今後の更なる活動・運動に有意義な企画となりました。

第2企画の様子

夏季合宿企画③

「子どもの手続代理人の実践例と各地の取組」

子どもの権利委員会幹事　飛彈野　理（神奈川県弁護士会）

今年も夏季合宿で「子どもの手続代理人の実践例と各地の取組」の分科会が開催されました。

子どもの代理人制度に関する検討チームの座長からの開会挨拶では、2013年の制度施行当初の選任件数が全国で年間8件であったが、2018年7月に日弁連の委託援助制度を利用できるようになってからは、年間24件に伸びたことが報告されました。今後も子どもの最善の利益を守るために制度を積極的に活用していくこと、最終的には、子どもの代理人の報酬が公費でまかなわれることを日弁連の目標とする決意が語られました。

次に、子どもの代理人制度に関する検討チーム員から、代理人選任手続の流れを委託援助制度と絡めながらフローチャートで確認する解説があり、全国の代理人選任の現状として、児童相談所長が申し立てた親権停止審判においても子どもの代理人が選任されたことが特異な例として報告されました。

そして、実際に子どもの手続代理人として活動されたお二人の先生から、それぞれの事例報告をいただきました。

一つ目は、面会交流調停に9歳の女児が利害関係参加したケースにおいて代理人が選任され、その後夫婦関係調整調停においても代理人として選任されたという事例でした。代理人が10回に及ぶ面談の中で、子どもの意向を丁寧に聴き取り、裁判所の手続に反映していった経過を詳細に御報告いただきました。非監護親に関する抽象的な質問に対しては、子どもが拒否的な意見を述べるものの、具体的な思い出を尋ねると、そこまで否定的な感情を有しているとは思われなかったことから、表面的な言葉にとらわれないよう注意しながら、子どもの真意を汲み取っていくことに苦労したという報告が印象的でした。

二つ目は、監護者指定・子の引渡し審判及び兄妹間の面会交流調停に、11歳と6歳の兄妹が利害関係参加し、弁護士会推薦により、手続代理人が選任されたという事例でした。この事例では、夫婦間の激しい対立が子どもへも影響しており、家族関係に対する兄の深い葛藤に兄の代理人として向き合い、格闘した様子が詳細に語られました。兄のために、面談ごとに詳細な報告書を提出したこと等、代理人の洞察と具体的活動への反映方法が非常に参考になりました。

最後の会場発言では、子どもにまつわる様々な問題を代理人ひとりで抱え込むのではなく、児童心理の専門家等の支援を受けることも考えていくべきではないかとの意見が出ました。

なお、子どもの手続代理人の最新の実務の研修が、日弁連総合研修サイトにアップされていますので、是非御覧いただきたいと思います。

第3企画の様子

夏季合宿企画④

「子どものための司法面接の在り方を考える」

子どもの権利委員会幹事　浦　弘文（兵庫県弁護士会）

1　はじめに（企画の趣旨）

虐待を受けた子どもから、正確に、かつ子どもになるべく負担をかけずに被害事実を聴き取るために、司法面接が実施されています。しかし、司法面接については、その方法や運用が地域ごとに大きく異なり、各地での実施方法や聴取結果の共有に関し、様々な問題が指摘されています。

そこで、当委員会では、司法面接の実施状況と課題を把握するために全国の児童相談所へのアンケートを実施しました。このアンケート結果を踏まえて、子どもにとってよりよい司法面接の在り方を考えるため、本企画を実施しました。

2　木田秋津弁護士の報告

まず、当委員会幹事の木田秋津弁護士（東京弁護士会）から「子どもへの司法面接～協同面接としての運用と課題～」というテーマで、講演いただきました。

木田弁護士からは、面接結果の情報共有が十分になされていないなどの現状の協同面接制度の課題について指摘がありました。さらに、米国や英国の司法面接制度を踏まえ、今後の協同面接制度の在り方としては、子どもの権利擁護の視点を踏まえ、刑事手続のみならず児童福祉に資するよう、多機関連携を深めることが重要であるとの話がありました。

3　藤田香織弁護士の報告

続いて、当委員会事務局次長の藤田香織弁護士（神奈川県弁護士会）から、当委員会が全国の児童相談所に対して行った司法面接に関するアンケート結果について報告いただきました。

藤田弁護士からは、司法面接を行うことによって面接回数が減り、子どもの負担が軽減したと感じている児童相談所が多いことなどがアンケート結果から明らかになったことについて報告がありました。他方で、司法面接結果の記録の写しの共有がなされないことに不都合を感じている児童相談所があることも報告いただきました。

4　シンポジウム

木田弁護士に加え、横浜市こども青少年局こども家庭課の足立由紀子氏、名古屋市西部児童相談所の常勤弁護士である根ケ山裕子弁護士（愛知県弁護士会）及び当委員会幹事の飛田桂弁護士（神奈川県弁護士会）が登壇され、「子どものための司法面接の在り方を考える」と題してシンポジウムを行いました。コーディネーターは藤田弁護士が務めました。

子どもの負担軽減というテーマでは、足立氏から、司法面接を実施することにより捜査機関からの事情聴取の回数が減ることにより、子どもの心身の負担軽減が期待できる一方で、刑事事件化が見込まれるケースでは、2回目以降の聴取が行われることもあるため、子どもの負担軽減という目的について、捜査機関と協議していくことが必要であるとの話がありました。

飛田弁護士からは、子どもの代理人としての立場から、協同面接を実施した数年後に子どもが被害事実や協同面接時の状況を公判廷で改めて聞かれるような事案が紹介され、記憶も不鮮明な上に、子どもに大きな負担があるという不都合が指摘されました。負担軽減のために法改正の検討も必要ではないかとのことでした。

根ケ山弁護士からは、今後の協同面接の運用に関して、児童相談所の常勤弁護士の視点から、協同面接するにあたっては子どもの意見を十分に聞くことが重要であることや、弁護士が子どもに刑事事件の手続を説明する等、子どもをサポートしていく必要があるとの話がありました。また、木田弁護士からは、虐待事案への対応は多機関連携が重要であり、子どもの負担を軽減していくことが必要であるとの観点から子どものアドボカシーも含め、子ども権利擁護センターが必要であるとの話がありました。

司法面接については、まだまだ課題も多いのが現状です。今後、司法面接が子どものために運用され、法改正がなされるよう当委員会も尽力していきたいと思います。

第4企画の様子